

<目次>

- 1.「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書整備内容シートに対する意見(作業部会案)031124版」に対する意見質問……………1
- 2.「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書第 部 河川整備の内容について(案)031029版」に対する意見質問…………… -1-1

「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書整備内容シートに対する  
意見(作業部会案)031124版」に対する意見質問

本資料は、第30回淀川水系流域委員会運営会議において提出を求められた標記について取りまとめたものです。ここでは、誤記・事実誤認・意見書間での表現の不整合についてのみ指摘させて頂く事とし、内容に関する疑問、考え方の相違等についての記述はひかえさせて頂きました。これらにつきましては、意見書として正文が公表された後あらためてお伺いする時間を頂きたいと存じます。

「2 整備内容シートに対する意見(作業部会案)031124版」に対する質問・意見

| シート   | 頁    | 章項目   | 記載内容   | 質問・意見等                   | 備考                     |
|-------|------|-------|--|--------------------------|------------------------|
| 環境-8  | 環-3  | 5.2.1 | 高水敷を切り下げ、比較的...                                    | 当地区は高水敷の切り下げは行いません。      | 横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区) |
| 環境-54 | 環-15 | 5.2.6 | シートに記載されているように...高水敷の切り下げによる幅広い干潟をつくりだすことを検討してほしい。 | 当地区には高水敷がなく、土砂投入による干潟です。 | 生息・生育環境の保全と再生の検討(中津地区) |

「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書  
第 部 河川整備の内容について（案）031029 版」  
に対する意見質問

本資料は、第 26 回淀川水系流域委員会において提出を求められた標記について取りまとめたものです。ここでは、誤記・事実誤認・意見書間での表現の不整合についてのみ指摘させて頂く事とし、内容に関する疑問、考え方の相違等についての記述はひかえさせて頂きました。これらにつきましては、意見書として正文が公表された後あらためてお伺いする時間を頂きたいと存じます。

平成 15 年 11 月 13 日  
近畿地方整備局 河川部

「 - 1 具体的な整備内容に対する意見案」(031029版)」に対する質問・意見

| 「 - 1 具体的な整備内容に対する意見案」(031029版)」に対する質問・意見 |                 |    |                            |  |  |    |
|---|-----------------|----|----------------------------|--|--|----|
| 番号  | 頁               | 行  | 章                          | 記載内容   | 質問・意見等   | 備考 |
| 1   | 0表紙<br>及び<br>目次 |    |                            | - 1 具体的な設備内容に対する意見案  | 具体的な設備内容でなく「整備内容」ではないでしょうか<br><br>3カ所  |    |
| 2   | -5              | 30 | 2.2 水位<br>(3)琵琶湖における急速な... | 琵琶湖の容量275億m <sup>3</sup> に対して、大戸川ダムはこの目的に利用できる容量ははるかに少なく、その効果は微小である。 | 275億m <sup>3</sup> は、琵琶湖の全容量であり、利水のために利用できる琵琶湖の容量は洪水期(B.S.L.-0.3~-1.5)は約8億m <sup>3</sup> 、非洪水期(B.S.L.+0.3~-1.5)は約12億m <sup>3</sup> です。 |    |
| 3   | -6              | 17 | 2.3水量<br>(2)河川環境上必要な水量の... | 淀川大堰からの放流は洪水時に限定されており、...  | 淀川大堰からの放流は通常は魚道を通して下流に流れております。湯水時にはゼロになることもありますが、洪水時に限定して放流しているわけではありません。  |    |
| 4   | -12             | 19 | 3.1洪水<br>4)堤防強化対策          | (3)大量の盛土材料の供給が新たな環境破壊を生む恐れがある  | 高規格堤防の盛土は、築堤材としての適合性をチェックの上、基本的に建設発生土をリサイクルして使用しています。  |    |

「 - 1 具体的な整備内容に対する意見案」(031029版)」に対する質問・意見

| 「 - 1 具体的な整備内容に対する意見案」(031029版)」に対する質問・意見 |     |    |  |   |   |    |
|---|-----|----|--|---|---|----|
| 番号  | 頁   | 行  | 章                                      | 記載内容  | 質問・意見等  | 備考 |
| 5   | -13 | 32 | 3.1洪水<br>(2)浸水被害の軽減<br>2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 | 第1の問題は「事業の効果」である。この事業により琵琶湖の「ピーク水位の低下」と「浸水時間の低減」がもたらされるとされているが、肝心の琵琶湖周辺の浸水被害がどの程度軽減されるかが不明であり、これを明らかにする必要がある。 | 現況、及び整備後（宇治川塔の島の河道掘削、天ヶ瀬ダム再開発、鹿跳溪谷の流下能力増大、瀬田川下流部掘削、洗堰バイパス水路活用）の琵琶湖沿岸での水位と被害の関係は、別添資料「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減について（p3：1．「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」対策による効果）」に示すとおりです。 |    |
| 6   | -13 | 35 | 3.1洪水<br>(2)浸水被害の軽減<br>2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 | 第2の問題は「事業の前提」である。増強の対象となる流量の一部は調査・検討とされている事業中の大戸川ダムからの放流量であり、調査・検討の結果によって「一連事業」そのものが見                         | 瀬田川の流下能力をどの程度まで高めるかという問題は、言い換えれば、琵琶湖の浸水被害をどの程度まで軽減するか、琵琶湖の水位をどの程度まで抑制するかということです。大戸川ダムがある場合とない場  |    |
| 7   | -14 | 3  | 3.1洪水<br>(2)浸水被害の軽減<br>2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 | 第3の問題は「制限水位および放流操作規定の見直し」である。これらの見直しにより、たとえば、事前放流などを導入することにより琵琶湖の浸水被害がどの程度軽減されるかについても検討する必要がある。               | 現状での降雨予測と予備放流については、別添資料「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減について（p9：7．予備放流と降雨予測）」に示すとおりです。   |    |

「 - 1 具体的な整備内容に対する意見案」(031029版)」に対する質問・意見

| 「 - 1 具体的な整備内容に対する意見案」(031029版)」に対する質問・意見 |     |    |                               |   |   |    |
|---|-----|----|-------------------------------|---|---|----|
| 番号  | 頁   | 行  | 章                             | 記載内容  | 質問・意見等  | 備考 |
| 8   | -16 | 13 | 5.1水面                         | 堤内および周辺生物   | 文章の趣旨からすれば堤外地ではないでしょうか。   |    |
| 9   | -21 | 23 | 7.2各ダムの調査<br>検討内容(1)大戸<br>川ダム | 既存の天ヶ瀬ダムの洪水調節機能を活用すれば、下流部の治水安全度を確保することは可能である。                           | 既存の天ヶ瀬ダムの治水効果は昭和28年13号台風の1.0倍までであり昭和28年13号台風を上回る洪水に対しては十分な効果が発揮できません。天ヶ瀬ダムの洪水調節機能をどのように活用したら28年13号台風の1.0倍を上回る洪水に対して下流の治水安全度を確保することが可能なのでしょうか。 |    |
| 10  | -21 | 34 | 7.2(2)天ヶ瀬ダム<br>再開発            | 3.1(2)1)に示した問題についての検討がなされたのちに結論を出すべきである。                                | 3.1(2)2)の間違いではないでしょうか。3.1(2)2)についての質問を参照して頂きたい。   |    |
| 11  | -23 | 24 | 7.2(4)丹生ダム                    | 「淀川水系の異常渇水時の緊急水の補給」についても、丹生ダムからの補給水が広大な琵琶湖を經由して行われることを考えると、あまり有効とはいえない。 | 「琵琶湖を經由」して行われることが、なぜ有効でないのでしょうか。丹生ダムから補給した水量は同量が洗堰より下流に向けて補給されることとなります。   |    |

「 - 2 整備内容シートについての意見案」(031029版)に対する質問・意見

【河川環境】

| 現シート                   | 章項目   | 事業名                          | 河川名     | 実施/検討       | 意見案   | 質問・意見                                    | 備考   |  |
|------------------------|-------|------------------------------|---------|-------------|---|--|--|--|
| 環境-6<br>(赤川地区)         | 5.2.1 | 横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)        | 淀川      | 実施          | ワンドの整備だけでなく、ヨシ原なども併せて様々の水辺の保全に広げるべきである。<br>淀川本川最下流の水生物の供給源としての意義と劣化した城北ワンド群に流れを生じさせる目的と考えられるが、事後のモニタリングの結果をまって評価したい。将来は、毛馬の閘門と水門をいれかえて、水門を大川左岸側につくることを視野に入れるのが望ましい。   | ・城北ワンド群に流れを生じさせるではなく、赤川に流れを生じさせることが目的です。 |  |  |
| 環境-13<br>(野洲川河口[砂州含む]) | 5.2.1 | 横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口【砂州含む】) | 野洲川 河口部 | 追加検討/委員会    | ここで取り扱う地域は、河口域の整備としては範囲が狭く極めて不十分であり、大幅な拡大が必要である。また、「代替案の検討」には3案が挙げられているが、「川が川をつくる」ことを可能とするためにはこれでは不十分で、さらに他の代替案の検討が必要である。<br>なお、提案理由に示された「1. 箇所決定理由」の記載は不適切である。<br>まず、「野洲川は放水路であるが」とあるのは表現として不適切である。また、「一定の自然環境が形成されている」ともあるが、これは無意味な言葉であり、「一定の自然環境が形成されないようなところは存在しない」と強弁することさえ可能である。それはともかくとして、少なくとも一部に直轄部を含む野洲川などにおいては、上流から下流までを一貫して、整備の検討対象とすることが肝心である。当面、いくつかの箇所を選ぶ必要もあるが、それらもまたすべて検討の対象にしなければならない。<br>また、追加として草津川および琵琶湖への流入河川についても検討されたい。<br>1. 「草津川」についても「横断方向の河川形状の修復を検討」すべきである。とくに草津川の場合は、河川水が新河川に移って時間があまり経っておらず、従来の工法を批判的に見つめる対象の一つとしても適当な河川であることは自明の理である。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。<br>2. 「琵琶湖への流入河川一般」についても「横断方向の河川形状の修復を検討」すべきである。直ちに実施することは困難としても、直轄でない河川、さらには2級以下の河川についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「提言」はもとより、河川審議会の報告等からも明らかである。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然であり、猛省を促したい。 |  | 「基礎原案」p19に「特に指定区間の河川整備計画策定については各自治体が行うが、その際、本計画と整合が取れているよう、連携、調整する」と記載しています。 |  |
| 環境-15<br>(下加茂地区)       | 5.2.1 | 横断方向の河川形状の修復の検討(下加茂)         | 猪名川     | 追加検討/試行/委員会 | 水制による河川整備は、多自然型工法の反省を踏まえ「川が川をつくる」という提言の趣旨に沿っており高く評価する。目標の設定、また、その利用については環境-14に準じて追加検討されたい。  | 水制工も、多自然型工法の一部でもあります。                    |  |  |

「 - 2 整備内容シートについての意見案」(031029版)に対する質問・意見

|       |       |                           |     |              |   |   |
|-------|-------|---------------------------|-----|--------------|---|---|
| 環境-20 | 5.2.1 | 縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下) | 桂川  | 早期実現/淀川環境委員会 | 整備対象とされている8つの井堰は、現在、魚道の不備により、魚類等の遡上、降下にほとんど役立っていない。魚道整備は、実効性があるかどうかを十分検討の上、優先順位を決め、着手できることから早急に実施すべきである。桂川の魚道の多くは、もともと農業者により開発され保全されてきたものである。魚道施策の検討に際しては、魚道関係の専門家の意見を十分聴取することを要請したい。   | 桂川の魚道の多くは、もともと農業者により開発され保全されてきたものである。とあるが、久我井堰、一の井井堰以外(1号~6号井堰)は治水目的で設置された施設です。   |
| 環境-30 | 5.2.2 | 水位操作の検討(瀬田川洗堰)            | 瀬田川 | 早期実施/試行・委員会  | 水位操作の試行にあたっては、試行の影響が十分予測できないことから、具体的な試行のあり方そのものをもっと慎重に検討すべきである。試行を行った場合、魚類への影響だけでなく、水質、底質、ならびに地形(湖底、湖岸)、沿岸生物群集(大型水生植物や底生動物)等、様々なパラメーターに与える影響を検討すべきである。また試行によって様々な社会的影響が生じることが予想されることから、試行前に、試行に関する情報を公開すべきである。試行期間は、当面5年を目途として中間とりまとめを行い、その後の試行の判断材料にすべきである。また提案理由の「3.その他の検討」については、試行と同時に検討するのではなく、試行の結果を十分検討した後に行うべきである。琵琶湖が自然湖沼でありかつ特異な性格を持っていることに鑑み、水位の自然的季節変動を基本に全体的な水位操作の見直しについて、操作規則改正をも含めて検討されなければならない。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然である。 | 洪水期制限水位を上げるなど、操作規則改正も含めて検討することは、整備内容シート環境-30(6/8)に記載済みです。<br><br>「基礎原案」p6には、「琵琶湖では、淀川水系の治水・利水面からの水位操作により、生物の生息・生育環境を形成してきた季節的な水位変動パターンが変化した」と記載しており、そういった生物の生息・生育環境を保全・再生することとしております。 |
| 環境-35 | 5.2.3 | 河川環境上必要な水量を検討             | 淀川  | 追加検討/淀川環境委員会 | 諸調査の実施と検討で可であるが、「ダム・堰の適正な運用検討」「河川環境上必要な水量を検討(追加シートも含む)」を一連のものとして総合的に考える必要がある。専門家との連携による研究が必要なのは言うまでもない。神崎川や旧淀川の水質そのものを改善する方法と技術の開発も必要で、希釈による水質改善は邪道であると認識すべきである。  | 希釈による水質改善は邪道としていることは、-1具体的な設備内容のP-6の意見と相違があると思われます。   |

「 - 2 整備内容シートについての意見案」(031029版)に対する質問・意見

|       |       |                       |      |            |   |  |
|-------|-------|-----------------------|------|------------|---|--|
| 環境-38 | 5.2.4 | 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)の検討 | -    | 追加検討 / 準備会 | <p>平成17年の水質管理協議会(仮称)の設立に至るまで、当該準備会による検討が十分かつ詳細に行われることを期待する。いわゆる生活環境に関わる環境基準を達成していることに満足するのではなく、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改革が必要である、とされたことは、注目に値する。</p> <p>しかしながら、一方で、現在の水質汚濁防止協会を発展させた形の琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)の構成メンバーは、学識者以外には行政ばかりであるように見受けられる。新協議会には住民意見を反映させる仕組みが必要であり、NPO/NGO(住民団体)を構成メンバーに入れるべきである。名称も親しみ易いもの、たとえば「水に親しむ社会づくりの会」などに変える必要がある。河川レンジャーが果たせる役割があるかどうかとも検討されるべきであろう。水質基準の体系化や負荷のアロケーションの検討などの業務が生ずる可能性が有るため、常設の事務局は必要であろう。水質管理のみでなく、環境保全のための協議会を作ることを計画すべきであり、その検討が望まれる。</p> | <p>「...住民意見を反映させる仕組みが必要であり、NPO/NGO(住民団体)を構成メンバーに入れるべきである。」とありますが、基礎原案では5.2.4水質、(1)に「...流域全体として...従来の委員に加え、環境省、農林水産省、厚生労働省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動等に詳しい有識者が参加した...」としていることでは不十分ということでしょうか。また、 - 1 具体的な設備内容のP - 6では、「...連携すべき具体的省庁を挙げ、かつ学識者や有識者を加えると述べていることは、これまでの縦割り型行政の枠組みを越える挑戦として高く評価する。」との意見であり、相違があると思われま</p> |
| 環境-45 | 5.2.5 | 土砂移動の障害を軽減するための方策を検討  | 既設ダム | 追加検討 / 試行  | <p>下流に運んだ土砂の流し方、特に生物の生息環境を破壊しないダム下流への流量と土砂の流し方についての検討が必要である。</p> <p>さらに、土砂移動の連続性を確保するためのさまざまな手法、代替案の検討が必要である。各貯水ダムの堆砂量についての記述であるが、ここでは堆砂を掘削し、ダンプによって下流へ運び出すこととしているが、通常はダムの堆砂容量はダム完成後100年を予定しているとされている。各ダムの定期的な計測データをもとに、土砂の流出の時期を特定し、その原因が洪水とすれば、その規模と流出土砂量との関係が明確になる。検討にあたっての河川全体の土砂収支における重要性の評価、具体的方策、コスト、期待効果、流すべき土砂の質(粒度組成等)の検討、清水対策(選択取水等)との関係などの項目の追加が必要と考えられるので、検討をお願いしたい。また、一庫ダムにおいても、土砂移動の障害を軽減する方策を早急に検討・試行に移していただきたい。</p>  | <p>一庫ダムでは、土砂移動の試験・検討を既に実施しています。</p>  |

「 - 2 整備内容シートについての意見案」(031029版)に対する質問・意見

【治水・防災】

| 現シート  | 章項目      | 事業名               | 河川名     | 実施/検討        | 意見案  | 質問・意見   | 備考 |
|-------|----------|-------------------|---------|--------------|--|---|----|
| 治水-4  | 5.3.1    | 地域で守る(街づくり、地域整備)  | 淀川水系    | 調査/検討        | <p>[調査/検討]</p> <p>流域において、雨水の保水・貯留機能を保全、強化するとともに土地利用の規制・誘導を行うものであり、大いに評価すべきである。関係自治体と連携し、土地利用の規制・誘導に踏み込んだ整備計画を高く評価する。とくに浸水想定区域からの住宅移転をも含め、市街化抑制がうたわれていることは流域対応の今後の大きな柱となる事業である。</p> <p>流域の保水機能・貯留機能の強化を図ることが検討されることも明記されている。これらは国土交通省の管轄外のことであるとはいえ、今後関係各省庁・諸機関の連携を促し、リーダーシップをとり積極的に実現に向けて努力されなければならない。</p> <p>猪名川は総合治水特定河川に指定されており、すでに実施されているが、さらに都市型水害特定河川にして、規制強化を図ることができないか検討が必要である。猪名川流域には、休耕田のみならず、田畑や使用されていないため池が多数あり、これらの貯留機能を治水面に活用することが考えられ、具体的方策を検討すべきである。</p> <p>「対話集会」のテーマとして取り上げ、住民の意見を反映する必要がある。</p> | 「都市型水害特定河川」とは、特定都市河川浸水被害対策法における特定都市河川を意味するのでしょうか。   |    |
| 治水-15 | 5.3.1(1) | 堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間) | 宇治川、瀬田川 | 検討/試行・委員会/実施 | <p>[検討/試行・委員会/実施]</p> <p>事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来の街づくりも視野に入れること。琵琶湖後期放流影響区間については、長期の高水位が発生するため、浸透破堤を考慮する必要がある。</p>  | 「琵琶湖後期放流影響区間については、長期の高水位が発生するため、浸透破堤を考慮する必要がある」とあるが、基礎原案では「後期放流による長期の高水位による浸透破堤を考慮する区間」として、目的化している。 |    |

「 - 2 整備内容シートについての意見案」(031029版)に対する質問・意見

|       |           |                        |         |                  |  |  |
|-------|-----------|------------------------|---------|------------------|--|--|
| 治水-17 | 5.3.1.(2) | 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減          | 瀬田川、宇治川 | 実施 / 検討          | <p>この事業は、次の事業から構成されている。</p> <p>瀬田川下流掘削 : (実施)<br/>         鹿跳渓谷区間 : (検討)<br/>         天ヶ瀬ダム再開発 : (検討)<br/>         宇治川河道掘削 : (検討)<br/>         バイパス水路の活用 : (検討)、H17年より(実施)</p> <p>これらの事業が完成して治水-17の目的が達成されることになっている。いずれも実施可あるいは検討可ではあるが、事業全体の総合的な観点から検討が必要である。その際、次のような課題を明らかにすべきである。</p> <p>・瀬田川下流1.6kmを掘削すると、それなりの治水効果はあるものの、既往最大規模の出水時には、大戸川および他の溪流からの土砂流出により、急激な河床上昇が起こり、掘削による機能が保証されないことが予想される。したがって、洪水流下能力の評価に際しては、土砂流出を考慮した計算を実施し、それに基づいて掘削の意義を明らかにしておくことが重要。</p> | -13で、一連事業について必要性が判断できないとなっているが、瀬田川下流掘削 : (実施) バイパス水路の活用 : (検討)、H17年より(実施)となっています。両者で不整合があると思われます。  |
| 治水-17 | 5.3.1.(2) | 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減          | 瀬田川、宇治川 | 実施 / 検討          | <p>・流下能力1,500m<sup>3</sup>/sについて、再検討が必要である。(理由：沿岸の浸水被害をなくすことは不可能であり、生態系や漁業施設への影響は無視できない。)</p>  | 意見書 部治水部会意見(案)031029版(p治-4、29行目)には、「このうち洗堰および天ヶ瀬ダムの放流能力を向上させることについては、代替案について更に検討の余地が残されるものの、これらの流量制御機能を高めるという観点から推進すべき事項であると考えられる。」とされていますが、左記事項との整合は図られているのでしょうか。 |
| 治水-17 | 5.3.1.(2) | 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減          | 瀬田川、宇治川 | 実施 / 検討          | <p>・琵琶湖のピーク水位を低下できること、および湖岸の浸水日数が減少することの意味を十分に検討すること。</p>  | 琵琶湖沿岸の浸水被害軽減対策の効果については、別添資料「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減について(p3:1.「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」対策による効果)」に示すとおりです。   |
| 治水-17 | 5.3.1.(2) | 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減          | 瀬田川、宇治川 | 実施 / 検討          | <p>・鹿跳渓谷は「鹿跳・来浙の鍋穴」として滋賀県の天然記念物に指定されており、整備の方向性については検討に検討を重ねること。</p>  |  |
| 治水-19 | 5.3.1     | 隠元橋架替及び隠元橋付近の用地交渉の継続実施 | 宇治川     | 検討 / 試行・委員会 / 実施 | <p>[検討 / 試行・委員会 / 実施]</p> <p>継続実施の妥当性についての審議は不十分であるが実施可とする意見がある。しかし挙げられた代替案の比較については、ずさんである点は否めない。試行を含めて、検討段階である。</p>   | <p>・代替案比較については、詳細に示しますが、実施で可ということでしょうか。</p>  |

「 - 2 整備内容シートについての意見案」(031029版)に対する質問・意見

|       |       |         |       |    |  |  |  |
|-------|-------|---------|-------|----|--|--|--|
| 治水-24 | 5.3.1 | 大津放水路事業 | 大津放水路 | 実施 | <p>[ 実施 ]</p> <p>これは大津放水路第一期事業である。ほぼ完成しつつあり、実施すべきである。ただし、次の点を検討しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完成後における環境、治水面のモニタリング</li> <li>・第二期事業が整備内容シートに挙げられていない理由とその地元説明（住民対話集会）</li> </ul> | <p>基礎原案では、破堤による被害の回避に最優先で取り組むこととしています。また、これに加えて、狭窄部上流の浸水被害の解消、琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減、一連区間整備の完成等や土砂対策を実施することとしています。</p> <p>大津放水路事業（第一期区間）は、上記の一連区間整備の完成等に該当しますが、二期区間については、上記のいずれにも該当しません。</p> <p>これは、二期区間を直ちに行うと位置づけているものではありませんが、今後20～30年間に渡って実施しないと位置づけているものでもありません。従って、二期区間については実施時期等を含めてその取り扱いが現時点では決まっていないということです。</p> <p>このことは、住民説明会でも説明しています。</p> |  |
|-------|-------|---------|-------|----|--|--|--|

「 - 2 整備内容シートについての意見案」(031029版)に対する質問・意見

【利水】

| 現シート | 章項目  | 事業名          | 河川名 | 実施/検討    | 意見案  | 質問・意見   | 備考 |
|------|------|--------------|-----|----------|--|---|----|
| 利水-4 | 5.4. | 渇水対策会議の改正を調整 | -   | 検討/調整/実施 | <p>[実施および再検討・見直し]</p> <p>「渇水対策会議の改正を調整」は実施可とする。「各利水者間の安定供給確保への努力（投資）に応じた取水制限の考え方」は投資力のある利水者が有利になるような弱者切り捨てにつながるおそれがあるので、検討と変更を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水需要管理協議会を設置することは参加メンバー、協議事項とも評価する。調整が必要と思われる新しい協議会への移行を進められたい。協議会においては利水関連の情報が一元管理されていることが望まれる。またきめ細かい対応と、情報公開に期待する。</li> <li>・ 参加メンバーとして「学識者や有識者」となっているが、市民団体、地域住民など3名程度の複数が加わるべきである。また、協議会の中に住民部会を設け、住民への普及啓発や活動団体に発展していくよう節水対策のフォローアップ体制も検討する。関係省庁の中に環境省も加えるべきである。対話集会のテーマに渇水の問題と節水対策を取り上げる項目を入れること。（スケジュール欄に明記する）</li> <li>・ 水融通の制度的確立、また水融通のルールを検討して公表してほしい。</li> <li>・ 水需要抑制を考える場合は大切な業務であり、どのように具体化するかを指針で示してほしい。</li> <li>・ 「安定供給努力に応じた取水制限の考え方」では、需要抑制よりむしろ過大な需要予測による努力（投資）が行われることになること、また水を多く使用していた利用者が渇水時には優遇されるなど、平時からの水需要の抑制につながりにくい。抑制や節水努力が反映される渇水時の調整方法を検討すべきである。</li> </ul> | <p>『「安定供給努力に応じた取水制限の考え方」では、需要抑制よりむしろ過大な需要予測による努力（投資）が行われることになること、また水を多く使用していた利用者が渇水時には優遇されるなど』としていますが、後段の「また水を多く使用していた利用者が渇水時には優遇される」は現状の渇水調整の問題点だと思われます。</p> |    |

「 - 2 整備内容シートについての意見案」(031029版)に対する質問・意見

【利用】

| 現シート | 章項目   | 事業名     | 河川名     | 実施/検討 | 意見案  | 質問・意見  | 備考 |
|------|-------|---------|---------|-------|--|--|----|
| 利用-7 | 5.5.2 | 違法行為の対策 | 淀川水系各河川 | 実施    | <p>常態化・常習化している違法行為について、さらに放置を続けなければならない必要がある。</p> <p>実施計画については、違法工作物と違法耕作とは河川法上の対応策が異なるので、区別して実施計画をたてるべきである。</p> <p>違法工作物については、法26条違反となる。耕作については法27条違反となる(土地の形状変更に該当)。</p> <p>法26条違反については、法31条の原状回復命令の「もちろん解釈」ができるとすれば、行政代執行は可能である。</p> <p>法27条違反については原状回復命令の規定がないので行政代執行はできない。</p> <p>従って、フローチャートにある行政庁による強制執行は原則としてできず、違法工作物についてのみ「もちろん解釈」した場合に限り可能となるのでご検討されたい。</p> <p>河川保全委員会の意見を聞いて是正計画をたてるべきである。</p> | <p>「違法工作物と違法耕作とは河川法上の対応が異なるので、区別して実施計画をたてるべきである。」と記述されていますが、当該敷地が国有地であればともに河川法第24条違反となります。また、違法工作物と違法耕作の両方が混在する場合も多数あります。</p> <p>「耕作については法27条違反となる。」と記述されていますが、河川法第27条第1項ただし書きにおいて「政令(河川法施行令)で定める軽易な行為については、この限りでない。」と規定されており、河川法施行令第15条の第4第1項第1号では、軽易な行為の中に「耕耘」が含まれています。</p> <p>「第31条の現状回復命令の「もちろん解釈」が・・・」と記述されていますが、「もちろん解釈」の意味がわかりません。</p> <p>河川法第31条の規定は、同法第26条により許可した工作物に対する現状回復命令等を規定した条文で、同法第26条に違反した工作物に対しては、同法第75条に基づく監督処分により行政代執行の手続が進められると理解しております。</p> <p>「河川法第27条違反については原状回復命令の規定がないので行政代執行はできない。」と記述されていますが、河川法第27条違反についても同法第75条に基づく監督処分により行政代執行は可能だと理解しております。また、国有地における違法耕作については同法第24条違反として対処し、前述と同様に同法第75条に基づく監督処分により行政代執行が可能であると理解しております。</p> |    |

「 - 2 整備内容シートについての意見案」(031029版)に対する質問・意見

【ダム】

| 現シート   | 章項目   | 事業名                       | 河川名                                  | 実施/検討  | 意見案   | 質問・意見  | 備考 |
|--------|-------|---------------------------|--------------------------------------|--------|---|--|----|
| ダム-2   | 5.7.1 | ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備 | 既設ダム                                 | 検討/実施  | ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備事業については、活性化が自然環境破壊をもたらさないよう留意し、住民・河川レンジャーや地元自治体との緊密な連携をはかること。ただし湖面利用については、委員の中に「必ず水質の悪化を招くことになり、禁止すべき」との意見もあり、慎重に検討されたい。この事業については、ダムの特性・地域の特性を考慮し、地域ごとに異なった方法を検討されたい。琵琶湖では、経済的インセンティブを検討に含める。湖面活用は生態系に悪影響を及ぼすものは、規制・禁止すべきである。天ヶ瀬ダムでは、部分的実施が妥当である。具体的な整備内容は、水源地域ビジョンの策定、周辺整備計画の検討、「ダム水源地域ネットワーク」や「森と湖に親しむ旬間」行事などを通じて交流を促進する、の3点が挙げられている。揚水式発電の下池であり1日の水位変動が大きいこと、湖面の自由使用がみとめられていないなどの特性がある。活性化については、ダム湖の悪化につながらない事を明記すべきである。<br>猪名川ではその特色である、日本一の里山が一庫ダム周辺に広がっており、その資源をさらに生かすダム水源地域の活性化と周辺環境整備を、地域住民・河川レンジャー・行政の協働のもとで推進していただきたい。「布目ダム水源地域ビジョン」の例が示されているが、一庫ダムにおいても検討・推進されたい。 | 湖面利用については、「必ず水質の悪化を招くことになり、禁止すべき」との意見と「天ヶ瀬ダムでは、部分的実施が妥当である。」との意見では相違があると思われる。        |    |
| ダム-6-2 | 5.7.1 | 既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討    | 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、一庫ダム、日吉ダム | 検討     | ダム-6-2に同じ。  | 6-1の間違いではないでしょうか。  |    |
| ダム-11  | 5.7.2 | 天ヶ瀬ダム再開発事業                | 天ヶ瀬ダム再開発事業                           | 検討/委員会 | 天ヶ瀬ダム再開発事業は、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大により、「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」、「下流の治水」、「琵琶湖の環境改善」をしようとするものであるが、整備効果の有効性については不明確な部分が多い。<br>「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」については、「ピーク水位の低下」と「浸水時間の低減」が実現できることを示しているが、「浸水被害」がどれだけ軽減するのかが不明である。   | 琵琶湖沿岸の浸水被害軽減対策の効果については、別添資料「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減について(p3:1.「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」対策による効果)」に示すとおりです。 |    |
| ダム-11  | 5.7.2 | 天ヶ瀬ダム再開発事業                | 天ヶ瀬ダム再開発事業                           | 検討/委員会 | 「下流の治水」についても、下流での水位を20cm程度低下させることができても、それが洪水被害の軽減にどれだけ役立つかが不明である。<br>「琵琶湖の環境改善」についても「制限水位」を上げると、「環境」がどの程度改善されるかが不明である。  |  |    |

「 - 2 整備内容シートについての意見案」(031029版)に対する質問・意見

|       |       |                                     |            |        |   |   |
|-------|-------|-------------------------------------|------------|--------|---|---|
| ダム-11 | 5.7.2 | 天ヶ瀬ダム再開発事業                          | 天ヶ瀬ダム再開発事業 | 検討/委員会 | 以上のように、整備効果に不明の点が多いうえに、琵琶湖からの放流量の増大については代替案もあり、中止することも選択肢の一つとして、慎重な検討をしなければならない。              | 「中止することも選択肢の一つとして、慎重な検討をしなければならない」とありますが、ダム-12の意見案には「積極的に進める必要がある」となっており、どのように理解すればよいのでしょうか。  |
| ダム-11 | 5.7.2 | 天ヶ瀬ダム再開発事業                          | 天ヶ瀬ダム再開発事業 | 検討/委員会 | ただし、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大そのものはダムの治水機能を増加させることにつながるものであり、既存施設の利用を中心として積極的に検討する必要がある。                   |   |
| ダム-11 | 5.7.2 | 天ヶ瀬ダム再開発事業                          | 天ヶ瀬ダム再開発事業 | 検討/委員会 | ただし、下流の流下能力については、天ヶ瀬ダムの放流能力に合わせるのではなく、別の観点から検討されるべきである。                                       | 下流の流下能力は、天ヶ瀬ダムの放流能力に合わせたものではありません。浸水被害を小さくするために掘削を大きくしたいという要請と、景観等への影響を小さくするため掘削を小さくしたいという要請とのせめぎ合いの中で、1,500m <sup>3</sup> /sの河道を整備することに至っています。 |
| ダム-12 | 5.7.2 | 天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した方法の検討      | 天ヶ瀬ダム再開発事業 | 検討/委員会 | この事業は、「天ヶ瀬ダムの放流能力の増大策」というよりむしろ「琵琶湖放流能力の増大策」というべきもので、既存施設を利用したものについては積極的に進める必要がある。             | ダム-11では「中止することも選択肢の一つとして、慎重な検討をしなければならない」となっており、どのように理解すればよいのでしょうか。   |
| ダム-16 | 5.7.2 | 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う水質への影響の調査・検討 | 川上ダム       | 調査・検討  | 川上ダム計画の見直しに伴う水質予測調査であって、ダム-14に示したと同様の注意が必要である。すなわち、ダム計画時に水質調査を行うのも、環境調査の場合と同様に計画推進の容認のためではない。 | 「ダム-14に示した」とあるのは「ダム-10」ではないでしょうか。   |